

# 障害のある方々の 創作活動にまつわる 権利を守る

作品を広告に使いたい。  
許可のとり方を教えてほしい。



作品を商品化する場合  
どのような契約を結ばばいいの？



施設にある画材を  
使って制作した作品は誰の所有物なの？



音楽CDを制作・販売する場合  
何が問題になるの？



無料

令和2年度

法律

相談

障害のある方が多様な芸術文化活動をするにあたり、著作権に関する疑問があれば、まずは  
**東京アール・ブリュットサポートセンター Rights (ライツ)** までご連絡ください。

相談員がご相談内容を伺い、有意義な法律相談ができるよう、  
弁護士と連携して事前準備を行います。

また、無料法律相談後も必要なお手伝いをいたします。

お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。



☎ TEL : 03-5942-7251

☎ FAX : 03-5942-7252

✉ E-mail : [rights@aisei.or.jp](mailto:rights@aisei.or.jp) 🌐 Web : [rights-tokyo.com](http://rights-tokyo.com)

🕒 受付 / 平日 10:00 ~ 17:00

障害のある方々の創作活動にまつわる権利を守る

無料

# 法律相談



令和2年度



第1回

10 / 13 火

第2回

11 / 16 月

第3回

12 / 8 火

第4回

1 / 22 金

第5回

2 / 15 月

第6回

3 / 10 水



場所

〒164-0001 東京都中野区中野 5-26-18

社会福祉法人 愛成会

\* 14:00-18:00の間で1時間単位の個別予約制

※開催にあたっては、パターションの設置や換気など、新型コロナウイルスの感染防止対策を行います。

※相談にお越しの際は、マスクの着用・検温・アルコールによる手指の消毒に、ご協力をお願いいたします。

※相談者からのご要望または感染症の拡大状況によっては、対面以外の実施方法をご相談する場合があります。

障害のある方々の創作活動にまつわる法的な事柄について、著作権などの権利保護に詳しい弁護士が無料で直接ご相談をお伺いいたします。

\*まずは相談員がご相談内容をお伺いし、必要に応じて弁護士による無料法律相談をご案内いたします。



▶遠方にお住まいのため相談場所にお越しいただくことが難しい方につきましては、お電話による無料法律相談をお受けしております。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。



東京アール・フリュット  
サポートセンター  
Rights ライツ (社会福祉法人 愛成会)

【協力】あさひ法律事務所

Rights (ライツ) は東京都「障害者芸術活動基盤整備事業」の補助を受けています。

☎ TEL : 03-5942-7251

☎ FAX : 03-5942-7252

✉ E-mail : rights@aisei.or.jp

🌐 WEB : rights-tokyo.com

🕒 受付 / 平日 10:00~17:00